

定義

- ◆ そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品（※）を製造する営業をいい、複合型冷凍食品製造業を除く。

※食品、添加物等の規格基準に規格基準が定められた冷凍品のみに限る。

複合型冷凍食品製造業（第28号関係）

定義

- ◆ 冷凍食品製造業と併せて食肉処理業（※）又は菓子製造業（※）、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く。）又は麺類製造業（※）に係る食品（冷凍品に限る。）を製造する営業。

※ HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。

主な留意点

- ◆ HACCPに基づく衛生管理に取り組むことで、通常のそうざい製造業よりも高度な衛生管理を行うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く。）及び麺類製造業の営業許可の取得を免除する。

漬物製造業（第29号関係）

定義

- ◆ 漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品（※）を製造する営業をいう。

※ 高菜漬けのように漬物とその他のものを混合して炒めるなど、漬物のような形態で販売されるもの。